

セキュリティトークン清算・決済規程施行規則

第1条 目的

- 1 この規則は、セキュリティトークン清算・決済規程（以下、「規程」という。）第3条に定める所要の取扱いについて規定する。
- 2 この規則の変更は、規程管理規程による。

第2条 清算・決済委託契約

- 1 規程第4条第2項にいうクオサイ取引参加資格を有する者とスタンダード（A）取引参加資格を有する者との間で締結する清算・決済委託契約においては、以下の事項を含めるものとする
 - (1) 当社の定める **START** における清算・決済規程等を遵守する旨。
 - (2) 当該クオサイ取引参加資格を有する者の **START** の売買に係る他の取引参加者に対する清算・決済履行義務は、全て当該スタンダード（A）取引参加者が負うこと。
 - (3) 当該クオサイ取引参加資格を有する者の **START** の売買に係る清算・決済についての当社からの照会については、全て当該スタンダード（A）取引参加者が対応すること。

第3条 資金の清算に係る受払いの時限及びセキュリティトークンの決済に係る受渡し時限等

- 1 規程第6条第2項に定める当社から各取引参加者への資金の清算履行相手方及び受払い金額の通知は、原則として売買契約締結日（以下「T日」という。）の16時まで、セキュリティトークン決済明細確認システムを通じて資金清算明細を配布することで実施する。
- 2 規程第6条第4項に定める当社から各取引参加者への銘柄ごとのセキュリティトークンの決済履行相手方及び決済（移転処理）すべき数量の通知は、原則としてのT日の16時まで、セキュリティトークン決済明細確認システムを通じてセキュリティトークン決済明細書を配布することで実施する。
- 3 規程第6条第2項及び第4項に定める取引参加者による清算・決済履行内容の確認は次のとおりとする。
 - (1) 各取引参加者は、売買契約締結日の翌営業日（以下「T+1日」という。）において、セキュリティトークン決済明細確認を通じて配布された清算・決済の履行義務の内容と自社が把握するT日の約定内容と照合を行う。なお、本照合は、T日における約定の有無に関わらず全ての取引参加者が実施するものとする。

- (2) 前号の照合により約定結果と清算・決済履行義務の内容の一致が確認された取引参加者は、原則として同日の 14 時までに当社に対して確認が完了した旨の通知を遅滞なく実施する。なお、本通知は、T 日において約定が発生した取引参加者のみが実施する。
- (3) 当社は、全取引参加者から前号に定める確認の通知を受領した後に、全取引参加者に対して、T 日の清算・決済履行義務の確認が完了した旨を通知する。
- 4 規程第 6 条第 2 項第 4 号に定める清算に係る資金の支払いは、原則として売買契約締結日から起算して 2 営業日目（以下「T+2 日」という。）の午前 10 時までに実施する。なお、当該資金の受け方である取引参加者は、支払い方の取引参加者からの銀行振込による入金を以て受領を確認するものとする。また、支払い方の取引参加者による銀行振込は、原則として T+1 日における振込予約を行うものとする。ただし、規程第 10 条第 2 項に定める清算・決済の繰り延べのうち、セキュリティトークンの売り方取引参加者が売付セキュリティトークンの全部または一部の引き渡しを T+2 日に履行できないことが T+1 日までに明らかとなった場合、または T+2 日に履行できなかった場合においては、該当する資金の受け方の取引参加者と支払い方の取引参加者において以下の合意を行うことを妨げない。
- (1) T+2 日における資金の清算が未だ完了していない場合にあつては、該当する資金の清算を繰り延べること
- (2) T+2 日における資金の清算が既に完了している場合にあつては、資金の受け方取引参加者から支払い方取引参加者に該当する資金の振り戻しを行うこと
- 5 規程第 6 条第 4 項第 4 号に定める決済に係るセキュリティトークンの受渡し（移転処理）は、セキュリティトークン決済明細に基づき、以下のとおり実施する。
- (1) 売り方取引参加者は、以下の順に処理を実施する。
- イ 自社の顧客の委託に基づく売買取引に係る売付セキュリティトークンにつき、自社の売付顧客のセキュリティトークン預かり口座から自社の顧客口のセキュリティトークンの口座（オムニバス口座）へ移転処理を行う。この場合の移転指図の時限及び移転実行時限は次のとおりとし、取引参加者は決済不履行を回避するためにこれを厳守するものとする。
- | 決済の対象 | 移転指図時限 | 移転実行完了時限 |
|-------------|-------------|-------------|
| セッション 1 約定分 | T+2 日の 9 時 | T+2 日の 10 時 |
| セッション 2 約定分 | T+2 日の 13 時 | T+2 日の 14 時 |
- ロ 自社の顧客口のセキュリティトークンの口座（オムニバス口座）または自己口のセキュリティトークンの口座から買い方取引参加者が指定した買い方取引参加者の顧客口のセキュリティトークンの口座（オムニバス口座）または自己口のセキュリティトークンの口座へ移転処理を行う。この場合の移転指図の時限及び移転実行時限は次のとおりとし、取引参加者は決済不履行を回避するた

めにこれを厳守するものとする。

決済の対象	移転指図時限	移転実行完了時限
セッション1約定分	T+2日の10時	T+2日の11時
セッション2約定分	T+2日の14時	T+2日の15時

ハ ロに定める売付セキュリティトークンの移転指図は、原則として資金清算の支払い方取引参加者からの入金を確認した後に実行するものとする。

(2) 買い方取引参加者は、以下の順に処理を実施する。

イ 前号ロに定める売り方取引参加者の顧客口のセキュリティトークンの口座(オムニバス口座)または自己口のセキュリティトークンの口座から自社の顧客口のセキュリティトークンの口座(オムニバス口座)または自己口のセキュリティトークンの口座へ対象となるセキュリティトークンの移転が実行されたことを確認する。

ロ 自社の顧客の委託に基づく売買取引に係る買付セキュリティトークンにつき、自社の顧客口のセキュリティトークンの口座(オムニバス口座)から自社の買付顧客のセキュリティトークン預かり口座への移転処理を行う。この場合の移転指図の時限及び移転実行時限は次のとおりとする。ただし、取引参加者は顧客の資産保護のために可能な限り前倒しで本移転処理を実行するよう努めるものとする。

決済の対象	移転指図時限	移転実行完了時限
セッション1約定分	T+2日の11時	T+2日の正午
セッション2約定分	T+2日の15時	T+2日の16時

(3) 同一の顧客が同一の銘柄をT日のセッション1において買付を行い約定し、同日のセッション2において同約定分(全部又は一部)を以て売付を行い約定した場合(以下「日計り取引」という。)、当該顧客の取次ぎを行った取引参加者においては、日計り取引が行われた銘柄については、受渡しにおけるフェイルの発生を回避するために、前号イに定める処理及びロに定めるセッション1約定分に係る処理を完了させた後に、第1号イに定めるセッション2約定分に係る処理及びロに定めるセッション2約定分に係る処理を実行しなければならない。

(4) 前号に定める場合以外にあっては、取引参加者は、第1号イ及びロに定めるセッション2約定分に係る処理及び第2号ロに定めるセッション2約定分に係る処理について、各移転処理時限以前に移転処理の指図又は実行を行うことができるものとする。

第4条 イレギュラー事象への対応等

1 規程第10条各号に定める事務処理上のミスや障害等に起因する清算・決済の対応については、別途「イレギュラー事象に係る処理ガイドライン」を定める。なお、イレギュ

ラー事象の状況によっては、当社の判断で清算・決済の繰り延べを行うことができるものとする。

- 2 ブロックチェーン・アドレスの誤りによる誤移転が発生した場合の対処については、別途「ブロックチェーン・アドレスの誤りによる誤移転に関する処理方針」を定める。

附則

- 1 主管は決済管理部及び取引管理部とする。
- 2 2023年10月25日に制定し、2023年10月25日から施行する。
- 3 2025年3月31日に改訂し、2025年3月31日から施行する。